

# 介護老人保健施設夕なぎケアセンター

## 「通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション」運営規程

### (規定の目的)

第1条 社会福祉法人 夕凧会が介護老人保健施設 夕なぎケアセンター（以下「当施設」という）が実施する指定通所リハビリテーション（指定介護予防夕所リハビリテーション）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営等に関する事項を定める。

### (施設の目的)

第2条 指定通所リハビリテーション（指定介護予防夕所リハビリテーション）は、要介護状態及び要支援状態と認定された利用者（以下「利用者」という）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション計画及び、予防通所リハビリテーション計画（以下「通所リハビリテーション計画」という）を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ること及び、要介護状態となることを予防することを目的とする。

### (運営の方針)

第3条 当事業所の指定通所リハビリテーション事業の従業者は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

- ② 当事業所の指定通所リハビリテーション事業の従業者は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。
- ③ 指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業所、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- ④ 明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊か」に過ごすことができるよう努める。
- ⑤ 懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）実施上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

### (名称及び所在地)

第4条 当施設の名称及び所在地は次の通りである。

- (1) 名称 介護老人保健施設 夕なぎケアセンター
- (2) 所在地 岡山市東区宿毛 745-1

### (職員の職種、員数)

第5条 当事業所の職員の職種、員数は次の通りであり、必置数については法令の定めるところによる。

- |                 |                              |
|-----------------|------------------------------|
| (1) 管理者         | 1人（常勤・老健の医師とリハビリテーションの医師を兼任） |
| (2) 医師          | 3人（常勤1人・管理者と兼務、非常勤2人）        |
| (3) 看護及び介護職員    | 6人以上（1単位、常勤換算）               |
| (4) 理学療法士・作業療法士 | 1人以上（1単位、常勤換算）               |

#### （職員の職務内容）

第6条 前条に定める当事業所職員の職務内容は、次の通りとする。

- (1) 管理者は、指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）に携わる職員の管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護職員及び介護職員は、通所リハビリテーション計画に基づき、指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）の提供に当たる。
- (4) 理学療法士・作業療法士、言語聴覚士は通所リハビリテーション計画に基づき、指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）の提供に当たる。

#### （営業日及び営業時間）

第7条 指定通所リハビリテーション（指定介護予防夕所リハビリテーション）の営業日及び営業時間を次の通りとする。

- (1) 年末年始（12/31～1/3）を除く、毎週月曜日から金曜日までの5日間を営業日とする。
- (2) 営業日の午前8時30分から午後5時30分までを営業時間とする。また、午前9時15分から午後3時45分までをサービス提供時間とする。

#### （指定通所リハビリテーションの利用定員）

第8条 指定通所リハビリテーション（指定介護予防夕所リハビリテーション）の利用定員数は1単位60人とする。

#### （指定通所リハビリテーションの内容）

第9条 指定通所リハビリテーション（指定介護予防夕所リハビリテーション）の内容は次の通りとし、通所リハビリテーション計画に基づき利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に向け計画的に行う。

1. 健康状態のチェック
2. 日常生活上の援助
3. 機能訓練サービス
4. 入浴サービス
5. 食事サービス
6. 送迎サービス
7. その他通所リハビリテーションサービス

#### （利用料その他の費用の額）

第10条 指定通所リハビリテーション（指定介護予防夕所リハビリテーション）を提供した場合の利用料の額は介護報酬告示上の額とし、当該指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受ける

ものとする。また、食費として 578 円／食、おやつ代として 110 円／食を別途徴収する。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、岡山市立山南中学校区、岡山市立西大寺中学校区、岡山市立旭東中学校区、岡山市立上南中学校区、瀬戸内市立牛窓中学校区及び瀬戸内市立邑久中学校区とするが、離島は送迎範囲外とする。

第12条 指定通所リハビリテーション（指定介護予防夕所リハビリテーション）利用に当たっての留意事項を以下の通りとする。

- ・飲酒は禁止とする。
- ・喫煙は健康増進法に則り、敷地に内全面禁止とする。
- ・火気の取り扱いは禁止する。
- ・設備・備品などの持ち込みは業務遂行に支障のない限りこれを認める。
- ・所持品・備品などの持ち込みは、他の利用者の迷惑にならないような身の回りの品に限りこれを認める。
- ・金銭・貴重品の管理は原則として本人が行う。
- ・指定通所リハビリテーション(指定介護予防通所リハビリテーション)利用時の医療機関での受診は、緊急の場合を除きこれを認めない。
- ・宗教活動は、他の利用者の迷惑にならないような身の回りの活動に限りこれを認める。
- ・ペットの持ち込みはこれを禁止する。
- ・利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止する。
- ・他利用者への迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

第13条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所管理者あるいは、事業所管理職を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。ただし厨房は事業所と委託契約した業者の職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するように努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
  - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）…………… 年 2 回以上
  - ② 非常災害用設備の使用の実施 …………… 随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(職員の服務規律)

第14条 職員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留保すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。

- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第15条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第16条 職員の就業に関する事項は、別に定める社会福祉法人 夕凧会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第17条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。

(衛生管理)

第18条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- ② 食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに蔓延することがないように、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。
- ③ 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- ④ 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務)

第19条 施設職員に対して、施設職員である期間及び施設職員でなくなった後においても、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように指導教育を適時行うこととする。

(個人情報保護)

第20条 個人情報については、別に定める社会福祉法人 夕凧会の「個人情報保護規程」により管理し保護することとする。

(苦情解決体制の整備)

第21条 当施設は、指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため苦情受付窓口を設ける。

- ② 当施設は、指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）の提供に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- ③ 当施設は、提供した指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）の提供に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第22条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- ② 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- ③ 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。
- ④ 事故処理後はその原因を解明し、再発防止の対策を講じる。

(緊急時等における対応)

第23条 利用者に対するサービス提供中に、利用者の病状の急変等が生じた場合等の対応は次の通り行うものとする。

- (1) 従業者は、利用者の病状の急変等が生じた時は、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。
- (2) 従業者は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第24条 当施設は、利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (3) その他虐待防止のために必要な措置
- ② 当施設は、サービス提供中及び利用者の居宅において、当該事業所の従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続)

第25条 事業者は通所介護事業の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という）を行わないものとし、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとする。

- ② 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。
  1. 身体的拘束等の適正化のための指針の整備
  2. 従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

(成年後見制度の活用支援)

第26条 当施設は、利用者とは適正な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第27条 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用料の額及び苦情処理の対応については、施設内に掲示する。

- ② 介護保険施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程の定めのない、運営に関する重要事項については社会福祉法人 夕凧会と当施設管理者とが協議して定めるものとする。

- ③ 事業所の会計と他の事業所の会計は区分する。
- ④ 施設は、職員、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備する。また、指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (付則) この規定は、平成13年6月1日から施行する。
- (付則) この規定は、平成14年4月1日から施行する。
- (付則) この規定は、平成16年5月1日から施行する。
- (付則) この規定は、平成16年10月1日から施行する。
- (付則) この規定は、平成17年10月1日から施行する。
- (付則) この規定は、平成18年5月1日から施行する。
- (付則) この規定は、平成19年10月1日から施行する。
- (付則) この規定は、平成22年10月1日から施行する。
- (付則) この規定は、平成23年2月1日から施行する。
- (付則) この規定は、平成25年4月1日から施行する。
- (付則) この規定は、平成26年1月1日から施行する。
- (付則) この規定は、平成26年4月1日から施行する。
- (付則) この規定は、平成27年8月1日から施行する。
- (付則) この規定は、平成29年4月1日から施行する。
- (付則) この規定は、平成30年4月1日から施行する。
- (付則) この規定は、令和元年12月1日から施行する。
- (付則) この規定は、令和3年11月1日から施行する。
- (付則) この規定は、令和5年9月1日から施行する。